

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 27 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 河内長野市千代田台町 |
| | 地 番 | 1027番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 91.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 河内長野市千代田台町1027番地8 |
| | 家屋 番号 | 1027番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.97平方メートル
2階 42.09平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月23日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は買受人に対抗できない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 河内長野市千代田台町 |
| | 地 番 | 1027番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 91.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 河内長野市千代田台町1027番地8 |
| | 家屋 番号 | 1027番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.97平方メートル
2階 42.09平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 24 号
令和 8 年 3 月 13 日受理
令和 年 月 日提出
8.4.22

現況調査報告書(その1)

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 河内長野市千代田台町 |
| | 地 番 | 1027番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 91.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 河内長野市千代田台町1027番地8 |
| | 家屋 番号 | 1027番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.97平方メートル
2階 42.09平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	河内長野市千代田台町18番3号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有關係用〈单独〉)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)									
占有範囲		■全部 □							
占有者		□債務者 ■A							
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □							
■関係人(■A (占有者) ■相続財産清算人 ())の陳述/□提示文書()の要旨									
占有権原		□賃借権 □使用借権 ■配偶者短期居住権							
占有開始時期		令和 7年 1月29日							
最初の契約等	契約日	年 月 日							
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし							
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新							
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし							
	貸主	□所有者 □その他の者 ()							
当事者	借主	□占有者 □その他の者 ()							
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)							
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)							
特約等		□譲渡・転貸を認める □							
その他									
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり							

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 Aの配偶者の氏名（漢字）並びにAの配偶者の氏（ローマ字）及びAの配偶者の名の頭文字（ローマ字）
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりであると思われるが、境界標を確認することが出来なかった部分もあり、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在する。
- (4) 目的建物には2階から上がることができる屋根裏収納庫が存在する。
- (5) 目的建物の階段の壁に凹みや亀裂があり、また2階西側洋室の床に傾きが感じられるなど、経年相当の劣化、損耗が認められる。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（4枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 目的建物には私が住んでいます。私の配偶者が死亡したとき、私はその配偶者と一緒に目的建物に住んでいました。私は、その配偶者の相続財産について相続放棄をしました。 2 目的建物内で以前小型犬を飼っていましたが、現在はペットはいません。 3 目的建物はオール電化で、床暖房があります。 4 目的建物で不具合は感じていません。
■河内長野市役所都市計画課職員	目的土地と目的建物が存在する地区は、第一種低層住居専用地域内で、その地域では、法人が一戸建住宅を建築しようとする場合は、土地面積が150㎡以上なければ建てることはできません。これは河内長野市開発事業の手続きに関する条例に基づく制限です。
■相続財産清算人	目的建物にはAが住んでいます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は3枚目記載の占有者が、配偶者短期居住権に基づいて、住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8 年 3 月 2 4 日 13 : 50 - 13 : 55	大阪法務局富田林支局	公図等調査
8 年 3 月 2 4 日 14 : 20 - 14 : 25	河内長野市役所	道路等調査
8 年 3 月 2 4 日 14 : 35 - 14 : 45	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
8 年 3 月 2 5 日 9 : 55 - 9 : 58	執行官室	電話照会 (相続財産清算人から入電)
8 年 3 月 2 6 日 10 : 17 - 10 : 23	執行官室	電話照会 (Aに架電)
8 年 4 月 1 日 12 : 40 - 13 : 30	物件所在地	立入調査 (評価人帯同)、A及び相続財産清算人と面談
8 年 4 月 1 0 日 13 : 17 - 13 : 30	執行官室	電話照会 (河内長野市役所都市計画課に架電)
8 年 4 月 1 0 日 14 : 02 - 14 : 05	執行官室	電話照会 (Aに架電)
8 年 4 月 1 7 日 12 : 30 - 12 : 45	河内長野市役所	占有調査
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成13年3月23日

各階平面図

0682655

建物図面

1027-8

1027-8

建物の所在：河内長野市千代田台町1027番地8

13.3.23

(○：写真撮影場所・方向)

A4判に縮小

求積表

1 (5.10 × 3.55) × 1.75 × 1/2 = 7.56875
2 (5.10 × 5.55) × 5.10 = 33.4050

合計 40.97375
外面積 40.97 m²

求積表

1 (4.20 × 2.65) × 1.75 × 1/2 = 5.09375
2 (2.10 × 4.20) × 5.35 × 5.10 = 27.3890

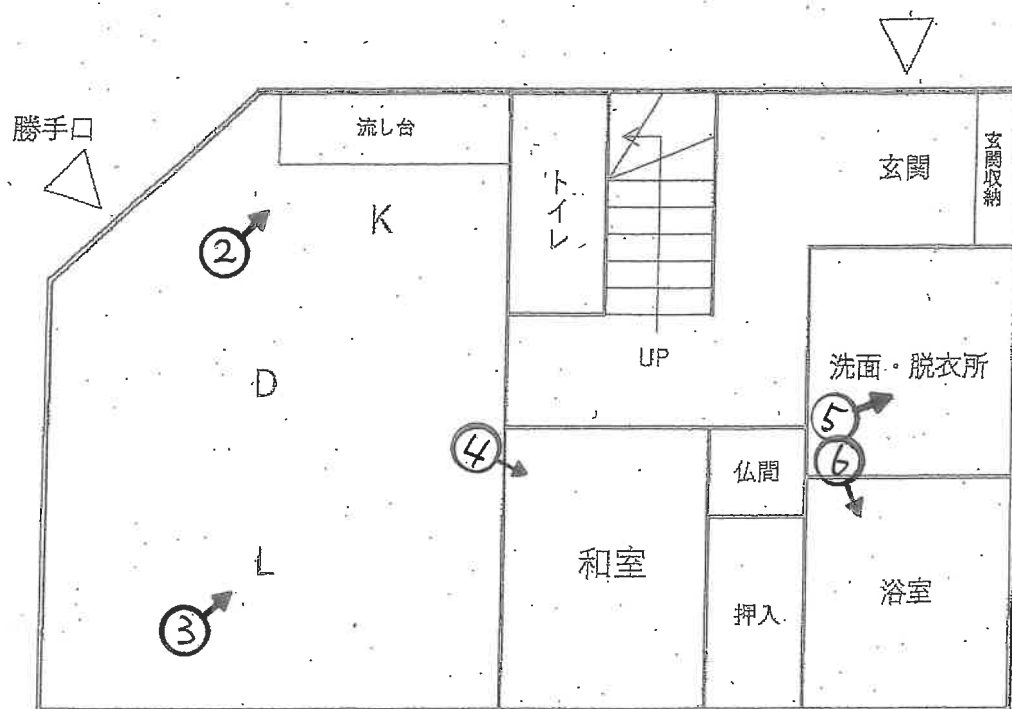
合計 42.48375
外面積 42.09 m²

これは図面に記載された内容であり、
(大阪府河内長野市千代田台町1027番地8)
令和8年1月30日 河内地方建設局 作成

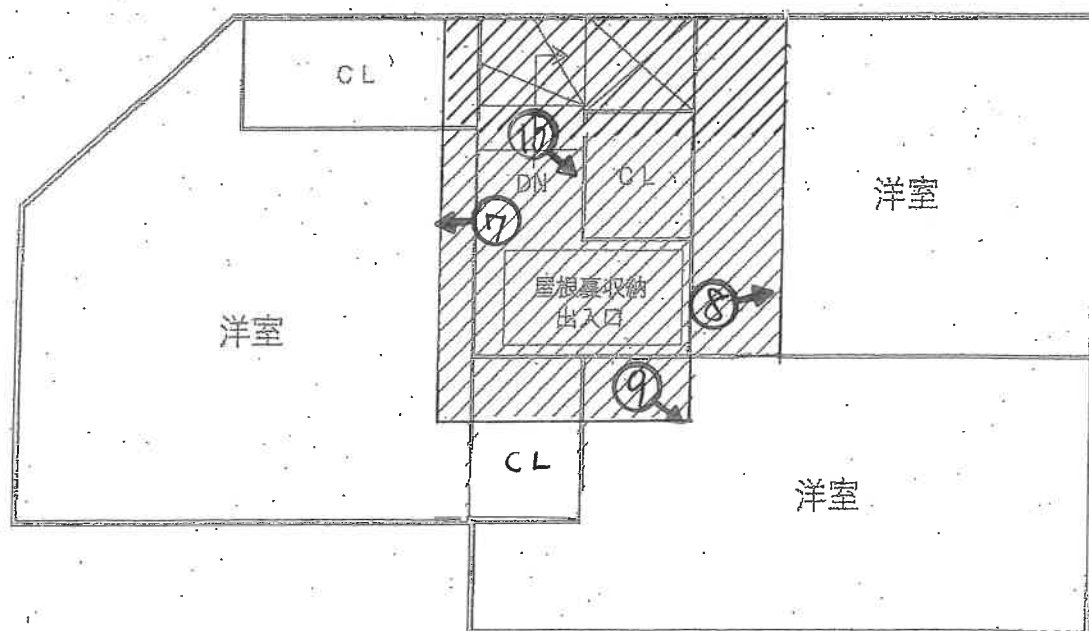
間取図 (概略)
令和8年(ケ)第24号 物件2

(一〇 写真撮影場所・方向)

1階



2階



屋根裏収納



① 目的建物



②



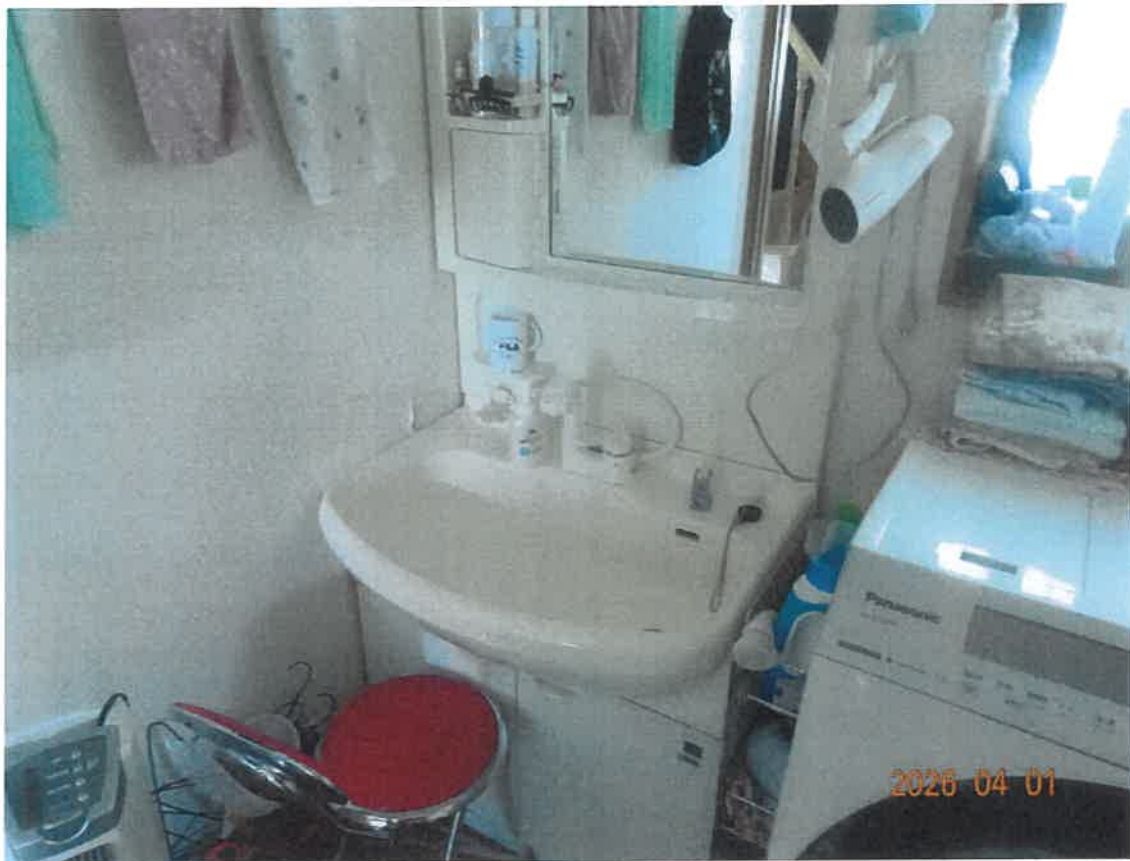
③



④



⑤



⑥



(12 枚目)

⑦



⑧



(/ 3 枚目)

⑨



⑩階段の壁のへこみ



(14 枚目)

令和8年（ケ） 第 24 号

令和8年4月1日 現地調査

令和8年4月27日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書（その1）

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

持 田 泰 輔

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,020,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 1,850,000円
物件 2	金 3,170,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特 記 事 項		
1	・適宜概測したところ、目的土地の形状等は地積測量図と概ね一致した。但し、境界標が一部確認できなかったことから、正確な数量等については、隣接地所有者立会いの下、専門家による測量を要する。		
2	・建物図面と目的建物の現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	南海高野線 「千代田」駅 南西方 道路距離 約1,500m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	日影規制(4h/2.5h)、外壁後退1m、高さ制限10m、敷地の最低限度150㎡、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	91.28㎡ (登記面積)
	形状	ほぼ整形
	間口・奥行	間口約9.9m (北側)・奥行約8.2m
	高低差等	概ね平坦地
接面道路の状況	北側	幅員約6.0m市道(建築基準法第42条1項1号)
	北西側	幅員約4.0m市道(建築基準法第42条1項1号)
	接道状況	角地、概ね等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	南東側	一般住宅
	北西側	道路
	南西側	一般住宅
	北側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和46年・56年・63年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	・河内長野市開発事業の手続きに関する条例及び条例施行基準により、目的土地に一戸建て住宅を建築する場合には敷地の最低限度が150㎡とされている。現況、目的土地単独では敷地面積の要件を満たしていないが、自己居住用の一戸建専用住宅を目的とする建築であれば、この限りではない(法人は建築不可)。なお、買受に当たっては詳細を担当課にて確認されたい。 ・目的土地にはカーポートが設置されている。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）	平成13年3月22日新築
	経過年数	約25年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水、衛生設備等
	その他	浴室暖房乾燥機、床暖房設備
床面積（現況）	延 83.06㎡ 未登記の増築はなく、登記数量と現況は概ね一致している。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	4LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	目的建物の階段の壁に凹みや亀裂があり、また2階西側洋室の床に傾きが感じられる等、経年相当の劣化、損耗が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・確認申請：有、完了検査：無 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材の使用可能性は否定できないものと考えられる。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的建物の2階廊下の天井に収納式梯子付きの出入口を設けた屋根裏収納が存在する。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・設備等の正確な所有関係やリース関係等は不詳である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	73,000	0.98	91.28	0.85	5,551,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

河内長野-11

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 68,400\text{円/㎡} & \times & 100.0/100 & \times & 100/103 & \times & 100/91 & \div & 73,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.03 方位	1.00	1.00	1.00	1.03

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	0.99	0.90	1.02	0.91

最寄駅距離 容積率

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.03	1.00	1.00	0.95	0.98

接面・方位：角地1.02、方位1.01（相乗積）

その他：最低敷地面積未満0.95

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価： 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-15%が適切と判断した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	160,000	83.06	0.15	1,993,000

ウ 現価率

経過年数	約25年
経済的残存耐用年数	約5年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年} / (\text{経過年数} 25\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \approx 0.15$$

※ 観察減価は目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	5,551,000	0.50	法定地上権	2,776,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ - カ]
1	5,551,000	－ 2,776,000		0.95	0.70		1,850,000
2	1,993,000	＋ 2,776,000	1.00	0.95	0.70	0	3,170,000
一括価格 (合計)							5,020,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的建物はアスベスト含有建材使用の可能性が否定できないことから、市場性の減退に基づく市場性修正率を0.95と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 河内長野-11

所 在 : 河内長野市西之山町1106番28「西之山町26-7」
価 格 : 68,400円／㎡
位 置 : 南海高野線 「千代田」駅 南西方 約1,800m（道路距離）
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 121㎡
供給処理施設 : ガス, 水道, 下水
接面街路 : 南東 6.0m 市道
用途指定等 : 第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%, 容積率200%）
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 4,720,819円
物件2 : 1,470,270円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 建物図面・各階平面図（写）
- 5 間取図（概略）

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 河内長野市千代田台町 |
| | 地 番 | 1027番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 91.28平方メートル |
| 2 | 所 在 | 河内長野市千代田台町1027番地8 |
| | 家屋 番号 | 1027番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.97平方メートル
2階 42.09平方メートル |



【位置図】





請求 部分	所在	河内長野市千代田台町		地番	1027番8	
出 力 図	1/600	精度 区分	図 書 記 号	分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成 年月日			備考 (1)			備考 (2)

(大阪法務局富田林支局管轄)

令和8年1月30日

岡山地方方法務局倉敷支局

豆記湯

請求番号：29-1
(1/1)

A4 判に縮小

【地積測量図(写)】

登記年月日：平成12年10月23日

0163382

前 河内 後・新

地 番 1027-8-296

土地の所在 河内長野市千代田台町

地 積 測 量 図

測量点	(A) 1027-8	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	面積
01	83.994	108.460	408.243440	8.246		
02	81.764	110.927	937.887785	3.259		
03	92.449	107.721	160.288848	3.802		
04	93.352	103.925	178.547075	2.953		
05	94.188	101.234	-54.272144	3.205		
06	92.816	98.251	-556.187068	5.403		
07	84.100	95.592	-852.046404	12.584		
測量点			91.2807660			
測量点			91.28	㎡		

測量点	(B) 1027-296	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$	面 積
02	88.100	96.582	-287.049230	7.288	
03	81.229	94.151	-1041.592313	12.832	
04	77.037	106.279	-203.861435	7.291	
05	83.994	108.460	1199.892480	12.568	
測量点			185.112672		
測量点			92.5563360		
測量点			92.55	㎡	

記号	境界線の種類
○	境界点
△	境界点
□	境界点
◇	境界点
×	境界点
●	境界点
○	境界点
△	境界点
□	境界点
◇	境界点
×	境界点
●	境界点

縮尺 1/250

申請人

作成者

平成12年10月20日

図案番号：29-2

A4 判に縮小

圖面
階平
物圖
建圖

H/3 3.23

各階平面図 0682655

1027-8

1027-8

河内長野市千代田台町1027番地8

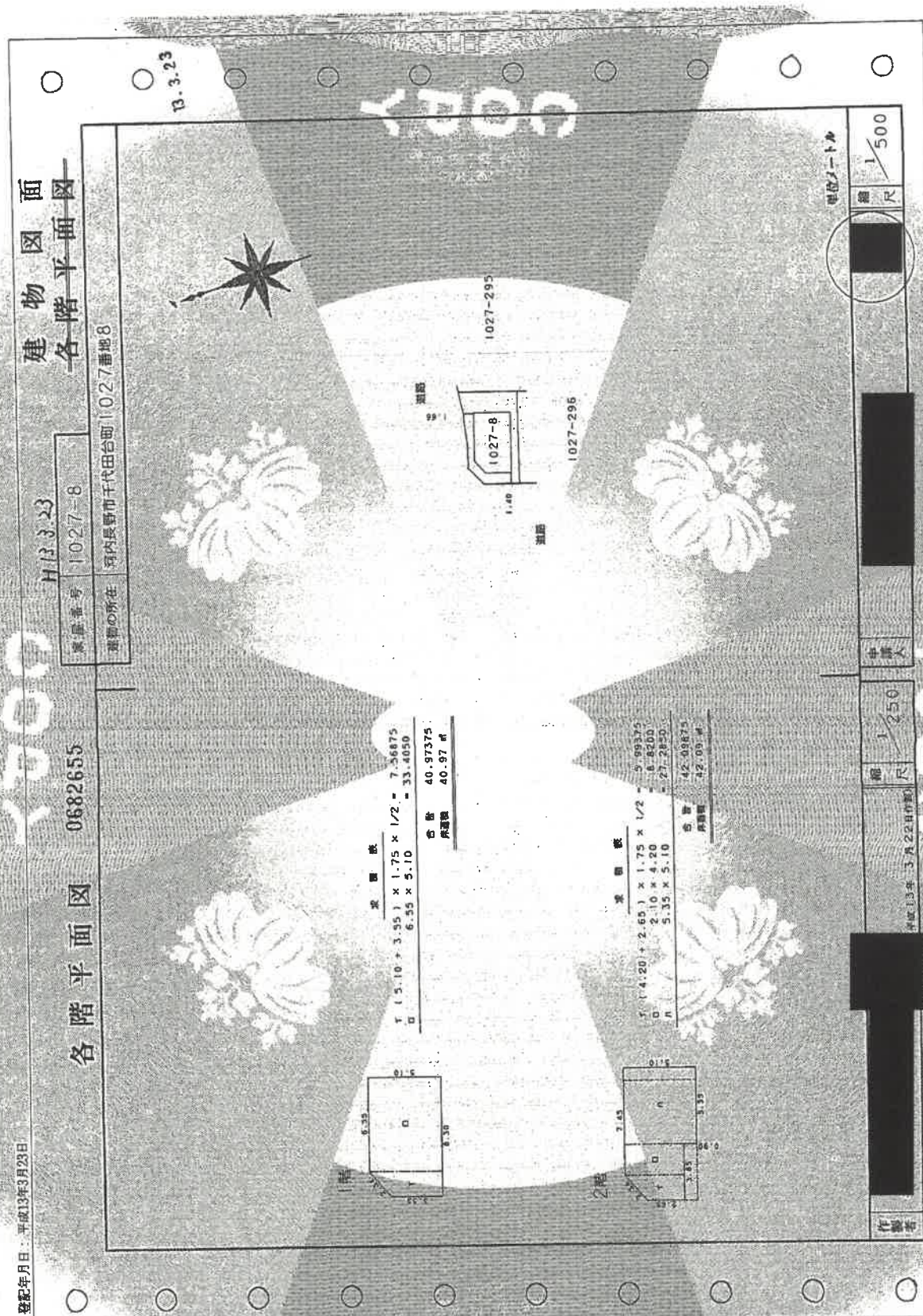
登記年月日：平成13年3月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(大阪法務局富田文支局管轄)
令和8年1月30日 岡山地方裁判所富田支局

令和8年1月30日 岡山地方法務局登録主務局

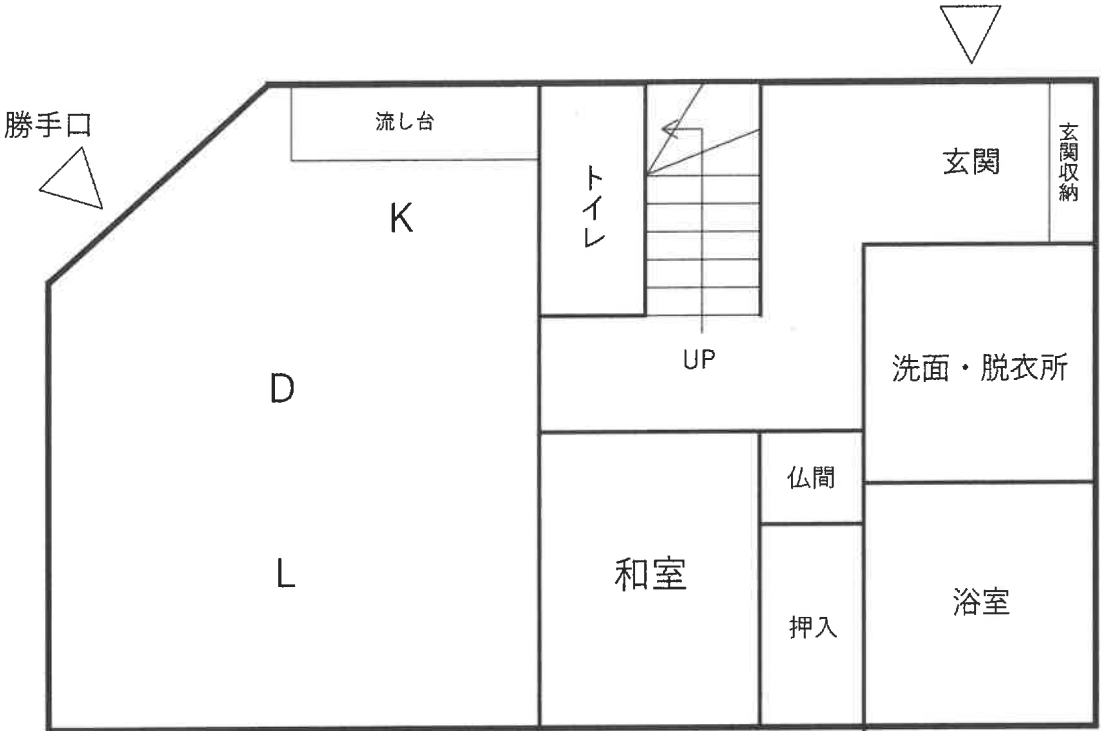
A4 判に縮小

請求番号: 29-3

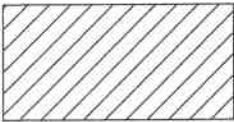
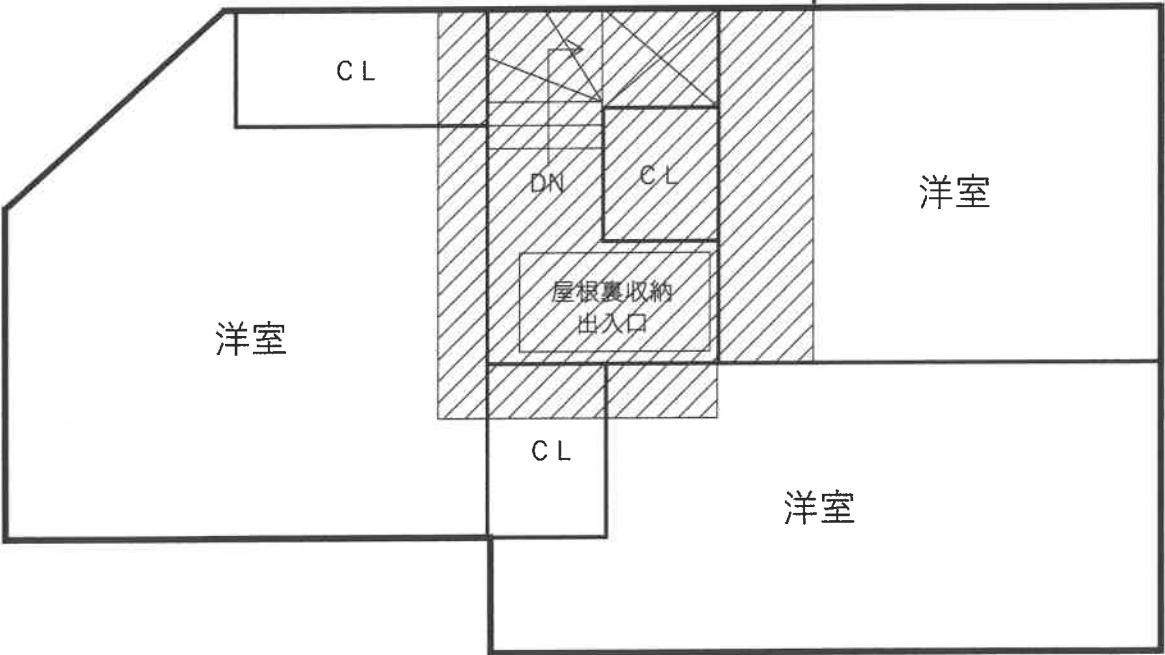


間取図（概略）
令和8年（ケ）第24号 物件2

1階



2階



屋根裏収納

